

# 令和4年度老齢厚生年金関係手続き及び留意事項等

- 1 退職に係る老齢厚生年金の手続きについて
  - (1) 定年退職者
  - (2) 定年前退職者
  - (3) 再任用・勤務延長等（フルタイムに限る）終了予定者
  - (4) 臨時的任用退職者
  - (5) 年金の支給について
  - (6) 退職後の住所変更について
- 2 定年退職者に関する留意事項
  - (1) 老齢厚生年金・老齢基礎年金の繰上げ受給について
  - (2) 退職後、再就職の予定がある場合
  - (3) 年金額の試算について
  - (4) 配偶者（60歳未満）の公的年金への加入について
- 3 60歳前退職者に関する留意事項
  - (1) 公的年金への加入について
- 4 障害厚生年金について
  - (1) 障害厚生年金の支給要件
  - (2) 事後重症制度について
- 5 遺族厚生年金について
  - (1) 遺族厚生年金の支給要件
  - (2) 遺族の範囲
  - (3) 遺族基礎年金について
- 6 年金の制度改正について
  - (1) 在職中の年金の支給制限
  - (2) 繰上げ・繰下げ

※ 上記については、令和4年4月時点の制度等により記載しています。

|                                              |
|----------------------------------------------|
| 公立学校共済組合千葉支部給付・年金班（年金担当）<br>TEL：043-223-4116 |
|----------------------------------------------|

## 1 退職に係る老齢厚生年金の手続きについて

### (1) 定年退職者

#### 令和5年1月 「退職届書」の提出

令和4年度末に定年退職をされる方については、年金受給開始年齢である65歳になるまでの間、年金待機者として登録されることになります。

そのため、今回の退職の際に年金請求書を提出いただくことはありません。

12月中旬に所属（千葉市除く市町村費職員分は市町村教育委員会）へ「退職届書」を配布しますので、期限までに年金担当へ提出してください。（詳細別途通知）

「退職届書」による手続きが終了し、年金待機者として登録されると、公立学校共済組合本部からご自宅へ「年金待機者となられた方へ」及び「年金待機者登録通知書」が順次郵送されます。この書類は、年金受給開始年齢まで大切に保管してください。

※ 年金待機者として登録された後、65歳に達する日の前日に年金受給権が発生し、その翌月分から年金が支給されます。

受給権発生月の約2～3ヶ月前にご自宅へ年金請求書類が送付されますので、必要事項を記入の上、添付書類と併せてご提出ください。ご自身で書類を取り寄せる必要はありません。

※ 令和5年4月からフルタイム再任用職員となる方は、引き続き公立学校共済組合員となるため年金待機者として登録はされませんが、退職届書の提出は必要になります。

### (2) 定年前退職者

#### 令和5年3月まで 「退職届書」の提出

令和4年度末に定年前退職をされる方については、年金受給開始年齢に到達するまでの間、年金待機者としての登録が必要になります。

10月下旬に所属（千葉市除く市町村費職員は市町村教育委員会）へ通知文書を送付しますので、そちらに基づき関係書類を取り寄せ、所属経由で「退職届書」を年金担当へ提出してください。

「退職届書」による手続きが終了し、年金待機者として登録されると、公立学校共済組合本部から組合員の自宅へ「年金待機者となられた方へ」及び「年金待機者登録通知書」が順次郵送されますので、大切に保管してください。

※ 年金待機者として登録された後、65歳に達する日の前日に年金受給権を取得し、翌月分から年金が支給されます。

受給権発生月の約2～3ヶ月前にご自宅へ年金請求書類が送付されますので、必要事項を記入の上、添付書類と併せてご提出ください。ご自身で書類を取り寄せる必要はありません。

### (3) 再任用・勤務延長等（フルタイムに限る）終了予定者

①昭和32年4月2日～昭和34年4月1日生まれの方

令和5年3月 「改定請求書」の提出

上記の方は、在職中による老齢厚生年金の支給制限（在職停止）を解除するため、改定請求書をご提出いただきます。

1月中旬～2月上旬頃に、各所属に対して再任用・勤務延長等（フルタイムに限る）終了予定者の調査を行い、その回答をもとに、2月下旬頃、退職者のいる所属（千葉市除く市町村費職員分は市町村教育委員会）へ当該請求書を配布しますので、提出期限までに提出してください。（詳細別途通知）

②昭和34年4月2日～昭和37年4月1日生まれの方

令和5年3月 「退職届書」の提出

上記の方は、年金受給開始年齢に到達するまでの間、年金待機者としての登録が必要になりますので、退職届書を提出していただきます。

1月中旬～2月上旬頃に、ご所属へ再任用・勤務延長等（フルタイムに限る）終了予定者の調査を行い、その回答をもとに、2月下旬頃、退職者のいる所属（千葉市除く市町村費職員分は市町村教育委員会）へ当該請求書を配布しますので、提出期限までに提出してください。（詳細別途通知）

※年度途中に退職する場合も、提出書類は上記と同様です。

改定請求書については様式を送付いたしますので、その都度年金担当にご連絡ください。

### (4) 臨時的任用退職者

※臨時的任用職員が年度途中に退職する場合も、手続きが必要です。

改定請求書・退職届書等については様式を送付いたしますので、その都度年金担当にご連絡ください。

なお、令和4年10月1日以降、臨時的任用職員は公立学校共済組合の年金制度から、日本年金機構の年金制度に切り替わることとなりますので、こちらのお手続きは不要となります。

現時点で切り替え時の手続きについては未定であるため、詳細は今後の通知でご確認ください。

## (5) 年金の支給について

年金は、各偶数月の15日にその月の前2ヶ月分が支払われます。

(例：6月15日定期支給は4月、5月分の支給)

ただし、上記(3)①に該当する者の退職後の支給については、在職中にかかっていた年金の支給制限解除の手続きに時間を要するため、6月定期支給日についても「在職中」の状態で支給されることになります。

これについては順次事務処理を行い、8月以降に処理が完了するように手続きを行いますので、ご承知おきください。

※8月15日の定期支給日に必ず処理が完了するというわけではありません。

## (6) 退職後の住所変更について

### ①年金受給者の方

住民票の異動を伴う住所変更の場合、住民基本台帳ネットワークシステムより自動修正されるためお手続きは不要です。

ただし、住所変更の処理には約4～5か月ほどかかりますので、郵便局での転送手続きをお願いします。

### ②年金待機者の方

「年金待機者異動報告書」を公立学校共済組合本部へお送りください。様式は公立学校共済組合のホームページに掲載がございます。

公立学校共済組合本部 (<https://www.kouritu.or.jp>)

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5

TEL：03-5259-1122

## 2 定年退職者に関する留意事項

### (1) 老齢厚生年金・老齢基礎年金の繰上げ受給について

以前は、60歳から老齢厚生年金が支給されていたところですが、昭和28年4月2日以降に生まれた方からは、生年月日に応じて支給開始年齢が61歳～65歳まで段階的に引き上げられています。

ですが、60歳に達した日以降、支給開始年齢に達する前に繰上げの請求を希望した場合は、繰上げ支給の老齢厚生年金を受けることができます。

#### 【繰上げをしない場合】

60歳

65歳（支給開始年齢）

|        |
|--------|
| 老齢厚生年金 |
| 老齢基礎年金 |

#### 【60歳から繰上げをした場合】

60歳

65歳

|                                |
|--------------------------------|
| 繰下げ支給の老齢厚生年金（繰上げ月数1月あたり0.4%減額） |
| 繰下げ支給の老齢基礎年金（繰上げ月数1月あたり0.4%減額） |

▲ 請求日

ただし、繰上げ支給の老齢厚生年金は、以下のような制限があります。

- ア. 繰上げ月数1月あたり0.4%減額され、請求の取り下げは出来ません。生涯、減額された年金額となります。（昭和37年4月1日以前生まれの方の減額率は0.5%です）
- イ. 通常65歳から受給する「老齢基礎年金」を同時に請求する必要があります。（老齢厚生年金のみの繰上げ請求は認められません。）
- ウ. 障害基礎年金及び事後重症による障害厚生年金の請求は出来ません。
- エ. 厚生年金に加入した場合、老齢厚生年金の全部又は一部が原則支給停止となります。（停止分は退職後も支給されません。）

繰上げ請求は、通常の老齢厚生年金の請求手続きとは異なります。退職後すぐに繰上げ請求を希望される方は、令和5年2月中に希望者本人から年金担当までご連絡ください。

ご連絡の際にいくつか確認をさせていただいた後、繰上げ請求に係る関係書類をご所属へ送付します。

## (2) 退職後、再就職の予定がある場合

### ①引き続き公立学校共済組合に加入する

フルタイム再任用職員になる予定の方は、引き続き公立学校共済組合に加入することになります。

### ②厚生年金（日本年金機構・私学共済）に加入する

民間企業に就職、非常勤職員若しくは私立学校に就職するなど共済組合以外に再就職する方は、勤務形態によっては一般厚生年金制度、又は私学共済に加入することになります。

※ただし、再任用ハーフタイムの方は厚生年金制度には加入しません。

## (3) 年金額の試算について

試算を希望する場合は、下記までご連絡ください。

(試算額は見込額であり、実際の支給額とは異なりますのでご注意ください。)

|                                              |
|----------------------------------------------|
| 公立学校共済組合千葉支部給付・年金班（年金担当）<br>TEL：043-223-4116 |
|----------------------------------------------|

## (4) 配偶者（60歳未満）の公的年金への加入について

組合員が扶養する配偶者は、「第三号被扶養者」として「国民年金」に加入していますが、組合員が退職すると「第三号被扶養者」ではなくなります。そのため、配偶者が60歳未満であればいずれかの年金制度に加入しなければなりません。

なお、組合員が「任意継続組合員」となる場合でも、この制度は短期給付（健康保険等）のみが対象であるため、上記同様に配偶者は国民年金等に参加する必要があります。

加入のお手続きについては、お住まいの市区町村役場にて行ってください。

### 3 60歳前退職者に関する留意事項

#### (1) 公的年金への加入について

60歳まではいずれかの公的年金制度に加入する義務がありますので、退職後の職業等に応じて速やかに加入手続きを行ってください。なお、「任意継続組合員」は短期給付（健康保険等）のみ対象の制度であるため、年金制度に加入するものではありませんのでご注意ください。

- ①厚生年金 → 民間企業に就職、公的機関の非常勤職員等
- ②私学共済年金 → 私立学校の教職員
- ③国民年金 → 自営業、農業、無職など①・②に該当しないすべての者  
①・②に加入している者の被扶養者（第三号被保険者）

## 4 障害厚生年金について

障害厚生年金は在職中の病気やけがによって障害状態となったとき、要件に該当する場合に支給されます。

被用者年金制度の一元化後（平成27年10月から）は、在職中であっても一部を除いて障害厚生年金が支給されます。

### （1）障害厚生年金の支給要件

- ①「初診日」（傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）において組合員であること。
- ②「障害認定日」（初診日から起算して1年6月を経過した日等）に障害等級の1級から3級に該当する障害状態にあること。  
※障害者手帳の障害等級とは基準が異なります。
- ③保険料納付要件を満たしていること。

### ※ 障害認定日の特例（特例症例）

次の表の場合は初診日から1年6月を経過する前であっても、それぞれの日が障害認定日となります。

| 特例症例の現象                                 | 障害認定日                |
|-----------------------------------------|----------------------|
| 上肢・下肢を離断、切断したもの                         | 離断又は切断した日            |
| 人工骨頭、人工関節を挿入、置換したもの                     | 挿入、置換した日             |
| 脳血管疾患による機能障害                            | 初診日から6月を経過した日        |
| 心臓ペースメーカー、人工弁を装着したもの                    | 装着した日                |
| 心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を移植又は装着                 | 移植、装着した日             |
| CRT、CRT-Dを装着                            | 装着した日                |
| 胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトを含む）を挿入置換 | 挿入置換日                |
| 人工透析療法を施行したもの                           | 人工透析を開始した日から3月を経過した日 |
| 新膀胱を造設したもの                              | 造設した日                |
| 人工肛門を造設又は尿路変更術を施行したもの                   | 施行した日から6月を経過した日      |
| 喉頭を全摘出したもの                              | 施行した日                |
| 在宅酸素療法を行っている場合                          | 在宅酸素療法を開始した日         |
| 遷延性植物状態であるもの                            | 状態に至った日から3月を経過した日    |

## (2) 事後重症制度について

「障害認定日」の時点では、まだ障害等級の1級から3級に該当しなかったが、その後65歳に達する日の前日までに障害状態となった場合（「事後重症」という）は、その時点から請求することができます。

障害年金の請求を希望、又は詳細をお知りになりたい方は、千葉支部給付・年金班の障害年金担当までお問い合わせください。

TEL：043-223-4116

## 5 遺族厚生年金について

遺族厚生年金とは、組合員が在職中又は退職後に死亡したときに、要件に該当する遺族に支給される年金です。加えて要件に該当する子がいる場合には、遺族基礎年金が併せて支給されます。

### (1) 遺族厚生年金の支給要件

- ①組合員が在職中に死亡したとき
  - ②退職後に、組合員であった間の傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき
  - ③障害等級が1級又は2級の障害厚生年金等の受給権者が死亡したとき
  - ④組合員期間等が25年以上の者が死亡したとき
- ※ ①②については保険料納付要件あり

### (2) 遺族の範囲

遺族厚生年金を受給できる遺族とは、組合員又は組合員であった者の死亡当時、その者によって生計を維持されていた次の者をいいます。なお、上順位の者に支給される場合、下順位の者に支給されることはありません。

|      |            |
|------|------------|
| 第一順位 | 配偶者及び子※1※2 |
| 第二順位 | 父母※2       |
| 第三順位 | 孫※1        |
| 第四順位 | 祖父母※2      |

- ※1 子及び孫については次のいずれかに該当する未婚の者に限られる。
- ア 18歳到達年度の末日(≒高校卒業)までの間にあること
  - イ 20歳未満で障害等級1級若しくは2級に該当する障害状態にあること
- ※2 夫、父母、祖父母については受給権発生時55歳以上(支給開始は60歳)  
30歳未満で子のない妻が遺族となる場合は、5年間の有期支給となる。

### (3) 遺族基礎年金について

遺族基礎年金は、組合員が死亡したときに、子のある配偶者又は子に対して支給されます。したがって、子がない場合には支給されません。子とは18歳到達年度の末日までにある子又は20歳未満の障害等級1級若しくは2級の障害状態にある子で、いずれも未婚の方に限ります。

～事務担当者様へ～

在職中の職員が亡くなったときは下記へご連絡ください。

状況を伺った上で、必要書類を所属あてに送付します。

公立学校共済組合千葉支部給付・年金班(年金担当)

TEL: 043-223-4116

## 6 年金の制度改革について

令和4年4月1日に、年金制度の大きな制度改革が行われました。

### (1) 在職中の年金の支給制限

年金受給者のうち、厚生年金制度に加入し働いている場合は、年金の一部又は全部に支給制限（在職停止）がかかります。

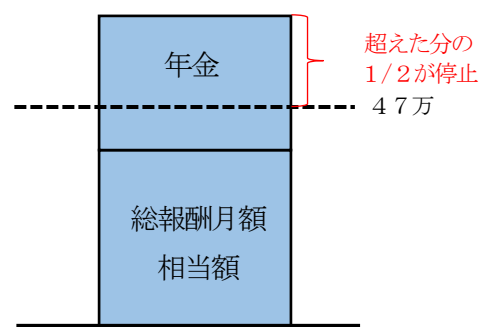
この度の制度改革により、令和4年4月1日（6月定期支給分）からどなたも基準額が47万円に統一されました。

| 令和4年3月31日まで      |                  | 令和4年4月1日から       |       |
|------------------|------------------|------------------|-------|
| 65歳未満            | 65歳以上            | 65歳未満            | 65歳以上 |
| 支給停止の基準額<br>28万円 | 支給停止の基準額<br>47万円 | 支給停止の基準額<br>47万円 |       |

#### ※在職停止について

厚生年金制度に加入している方のうち、総報酬月額相当額（給与＋ボーナスの月額）と基本月額（年金の月額）の合計額が基準額を超えた場合、年金の一部又は全部が支給停止になる。

（なお、公務員として勤める場合は、「退職共済年金（経過的職域加算額）」が上記にかかわらず全額支給停止）



### (2) 繰上げ・繰下げ

60歳以降には年金を繰上げて早くもらうこと、又65歳以降には年金を繰下げて遅くもらうことができます。

令和4年4月1日より、昭和37年4月2日以降生まれの方（制度改革以降に60歳に到達する方）が繰上げ請求をする場合、一月当たりの減額率が0.4%になります。

なお、昭和37年4月1日以前生まれの方が繰上げ請求をした場合は、従来の減額率である0.5%が適用されます。

また、繰下げ受給の上限年齢が70歳であったものが75歳まで拡大されます。これにより、一月当たりの増額率0.7%×120月繰下げで最大84%増額となります。※昭和27年4月2日生まれ以降が対象